

秋田地方裁判所委員会第11回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成20年5月29日(木)午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員, 敬称略, 五十音順)

川勝隆之, 木村澄, 佐野元彦, 杉山陽子, 高山万紀子, 竹中智子, 布村希志子,
馬場純夫

(オブザーバー)

虻川高範弁護士

(説明者)

中鉢事務局長, 佐竹民事首席書記官, 青山刑事首席書記官, 今野事務局次長

(庶務)

鈴木総務課長, 武田庶務係長, 菊池事務官

4 議事

(1) 開会の言葉(委員長)

(2) 各委員の自己紹介

(3) 職務代理者の指名

委員長は, 秋田地方裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者として, 馬場委員を指名した。

(4) 「裁判員制度に関する意識調査」調査結果報告書についての説明(刑事首席書記官)

最高裁判所が実施した裁判員制度に関する意識調査について, 秋田県の状況を中心として, 裁判員裁判への参加意向等を資料に基づいて説明した。

(5) 意見交換

前記(4)の事務方からの説明について、委員から次のような意見が出された。
以下 が委員長， が委員及びオブザーバー， が説明者の発言

年代別で見ると、全国的には若い方の参加意向が比較的高いことが意外であった。秋田は20代の裁判員制度に関する認知度が低いようであり、地域によって差があると感じた。もっと若い方が参加してもよいと思えるようなPRが必要ではないか。

私の職場で聞いた裁判員制度に参加することについての意見として、量刑を決めることが難しい、9人で審理するが、最終的に多数決で決めるので責任の重さを感じる、素人なので裁判官の意見に引きずられそう、事件のことをいつまでも引きずってしまうのではないかという意見があった。反面、裁判員制度に参加したいという積極意見もあった。概して、地方は消極派が多いかもしれない。地方では、自己責任、自己決定ということがあまりなく、長いものに巻かれてきたというようなところがあるかもしれない。

20代の裁判員制度に関する認知度が低いのは、20代の若者が文字媒体に触れることが少ないからではないか。ラジオやニュースを活用し、地元のタレントやアナウンサーに模擬評議に参加してもらい、自分の番組で実体験として語ってもらうなど、見て聞いて分かるようにしてはどうか。

義務であっても参加したくない人が多いことは意外であった。障害事由は、当初は休みが取れるかということだったが、今は心理的不安が大きいようだ。介護の問題は若干ネックになっているが、主婦だから、子どもがいるからということが、必ずしも障害になっていないように思える。参加意欲向上のために、影響力の大きいメディア媒体はテレビであり、テレビを活用し、参加に対する不安感を払拭するのがよいと思う。パンフレットを読めばかなり理解できるはずだが、パンフレットは認知経路になっていない。市町村レベルでの周知には限界があるので、町内会レベルでの周知など、もっと地域に触れる方法を講ずる必要があると感じる。裁判員制度に関する意識調査そのものが裁判員制度に対する認知度を上げることに役立っていると考えるので、Q & A形式での調査により、啓発していくことが良いと思う。

テレビ，新聞は影響力が大きいようである。秋田県でも，マスコミ関係者に模擬裁判に参加してもらい，体験として記事にしてもらったことがある。最高裁ではTVによる周知も検討中である。

新聞は見出しの影響が大きい。見出しにより固定観念が植え付けられたりする。裁判員制度が誤って伝わらないようにメディアチェックが必要ではないか。

大学でも模擬裁判を実施したが，あまり人は集まらなかった。出前裁判の用意もしているが，ほとんど要望がないのが現状である。一般の方は裁判所に来て裁判をすることは，とても大変なことと思っている。秋田県の県民性や地域性かもしれないが，認知度及び参加意欲向上のためには，いろいろな方策をとらないといけないと思う。

裁判員制度が平成21年5月21日から始まるという報道以降，裁判員制度のメディアへの露出度は高くなってきている。「あなたが裁判員だったら」といった論調の新聞記事も増えてきており，これまでの傍観者的な意識から，かなり当事者意識を持ってきているのではないかと感じる。

秋田県の意識調査においては，70歳以上が51人ということでサンプルの取り方にも問題があったと思われる。サンプル数が少ないと感じるし，たまたま学生が少なかったのか，質問の仕方に問題があったのか，他と比べて秋田が特に低いというわけではないと思う。

人の人生にかかわることでもあり，消極派が多いということはむしろ自然なことと思われる。

今週，秋田地裁で行われた模擬評議では，主婦の方も参加されたが，高いレベルで議論をしてもらった。裁判に参加していただければ良い結果が生まれるのではないかという印象を受けた。もう少し認知度，参加意欲を上げたいと思うが，資料の数値に一喜一憂しなくてもよいと感じている。

テレビの影響力は大きいと思うが，どのような番組にすれば効果が上がるか，裁判所にはそのような経験も企画力もないので難しい面がある。

意識調査の結果からすると，「義務なら仕方がない」程度に受け止めてい

る方の方が制度を真摯に受け止めてくれているのではないかと、といった意見もあるように思う。

裁判員制度広報をしているが、どんなにやっても積極的に参加したいという人は増えないようにも思われる。むしろ「義務なら参加せざるを得ない」という人がいれば良いのではないかと考える。

出前講義や模擬裁判、休日にミニフォーラムなどを実施しても、以前は参加者が少なかったが、最近では参加者も多くなってきた。来年から制度が開始されるということで、当事者意識を持ってきているのかなと感じる。

(6) 裁判員制度開始までの今後のスケジュールについて（刑事首席書記官）

制度が開始されるまでのスケジュールとして、裁判員候補者名簿の作成や名簿記載の通知、裁判員選任手続等について、資料に基づいて説明した。また、秋田地裁における今後の取組として、法曹三者による裁判員裁判施行準備委員会の立ち上げや模擬裁判の実施、勉強会、検討会の実施について説明した。

(7) 利用しやすい裁判所について（民事首席書記官）

裁判所が実施している各種手続案内について、利用者の方々に知っていただくための取組及び利用しやすくするための取組について説明した。また、手続教示のなかで最も数の多い多重債務に関する手続案内の進め方について、資料に基づいて説明した。

(8) 意見交換

前記(7)の事務方からの説明について、委員から次のような意見が出された。

以下 が委員長， が委員及びオブザーバー， が説明者の発言

多重債務に関する事件の中で、破産事件の数はピークを過ぎているが、多重債務者の数が減っているわけではない。裁判所に破産や個人再生の申立てをする前に解決している場合もあり、多重債務者数はいまだに多いのが現状である。

最近、過払金返還請求訴訟の申立てが多いが、弁護士及び司法書士の活動状況によって、申立件数にも変動がある。当初は大口の訴訟が多く事件が地裁に集中したが、最近では、金額の小さいものに移行し、簡裁に対する過払金

返還請求訴訟が増えてきている。

多重債務に関しては、いくつかの手續が選択できる。早い段階で手を打つかどうかで、特定調停申立、個人再生申立、破産申立のいずれにするか分かれる。

いろいろな選択肢があるにもかかわらず、破産申立しかないなど固定観念を持って相談に来る人がいる。また、弁護士会、司法書士会に相談に来るまでに時間がかかっていることが多い。特に秋田県中央部には相談できる機関が多いが、地方の市町村では、弁護士など相談できる機関が少なく、それをどうするかが今後の課題と言えるだろう。

多重債務の相談窓口としての消費者センターは、債務整理で悩んでいる人を掘り起こし、債務整理に関する各種手續で解決するよう、専門家につなぐことを役割としている。掘り起こしの例としては、他機関と連携をとり、借金があると悩んでいる人がいれば消費者センターに誘導してもらうようにしているなどして、成果が上がっている。相談の際には、債務の内容を聞き、利息制限法による制限利率に引き直すなどして、道筋をつけ、債務者のやる気と不安の軽減を図り、多重債務者の減少に力を入れているところである。

裁判所の窓口対応、各種手續の広報について、御意見を伺いたい。

消費者センターで手續の道筋を見つけられればよいが、その他の相談機関も多く、人や担当者が変わることで、間違ったアドバイスを受ける可能性がある。各種団体の担当者に対する研修を実施し、適切な手續選択ができるようにし、各種手續のPRもしていく必要があると考える。

裁判所でも各種団体に対する説明の準備をしている。また、要望があれば出前講義での説明もできる。

弁護士会でも講演先などに行って説明をしている。

困ったときにどこに相談すればよいか分かるのが望ましい。相談する際のルートがあればよいのではないか。

そのような情報の提供をする機関として法テラスがあるが、事務所が秋田市内にしかないので、もっと広報をする必要があるだろう。

法テラスは認知度が低いのが現状である。多重債務者になる前に、必ず前段階があるはずなので、それを知ることが重要である。例えば、会社の健康診断で異常を事前に発見するように、情報を事前にうまく取り込めるようにする必要があると思う。

裁判所の窓口対応の部分での御意見を伺いたい。

消費者センターに来た人に、裁判所で手続について説明を受けられることを伝えると意外に思われる方が多い。また、裁判となると大変だと考えている人が多いと思う。調停手続の周知により、裁判所の敷居が低くなるのではないかと感じる。

調停手続は昔からあり、利用しやすい制度であるが、やや認知度に乏しいのが現状とも思われる。

調停件数が少なくなっているのが意外である。調停制度の周知をもっと行えば良いのではないか。

調停がうまくいかなかった場合の次の段階の手続についてもPRする必要があるのではないか。

裁判所が行うのは、基本的には手続の教示である。そのため、訴訟をするのであれば弁護士に相談してはどうかなどの方向を示す程度しかできない。

裁判所における手続についての広報がもっと必要ではないか。また、裁判所に来れば手続案内を受けられることができるとしても、裁判所に普段来ることはないのわからないということがあるし、市町村にパンフレットなどを備え置いているといっても、それがなかなか手許に入らないということがある。行政や民間との連携やネットワークが必要ではないか。そのようなものがあるのか伺いたい。

組織的な連携はとっていない。

いろいろな窓口とのネットワークがあればよいのではないか。

公正な裁判所という立場から、どうしても受け身になってしまう。行政、民間で連携をとっていただき、それから裁判所に来ていただくのが望ましい。

無料法律相談を各地で行っている。秋田市以外でやったときに、秋田市の

人が来たことがあった。秋田市でも相談を行っていると言うと、秋田市だとだれが見ているのか分からないのでここに来たと言っていた。そのような点からも裁判所に来ることは勇気がいることで切羽詰まったときだと思う。

相談者から事情を聞き，説明するには時間が必要だと思うが，裁判所の手続案内には時間的制限などはあるのか伺いたい。

時間的制限は特に設けていない。

相談者にとって裁判所に来ること自体が大変である。また，裁判所に手続案内のパンフレットなどがあっても見ないのではないか。パンフレットを見やすいところに置いたり，学校に備え置くなどの工夫が必要であると感じる。

5 次回委員会について

次回委員会は，平成20年10月1日（水）午前10時に開催することとする。次回委員会のテーマについては，引き続き「裁判員制度」と「利用しやすい裁判所」の2つをテーマとしたい。